

# 手話で、筆談で コミュニケーション

図障害福祉課 ☎ 32-2067、FAX 32-2153

聴覚障害は、音がまったく聞こえない人、聞こえにくい人など、一人ひとり違います。聞こえの程度や聞こえなくなった時期などによって、筆談、口話、手話など、コミュニケーションの方法はさまざまです。

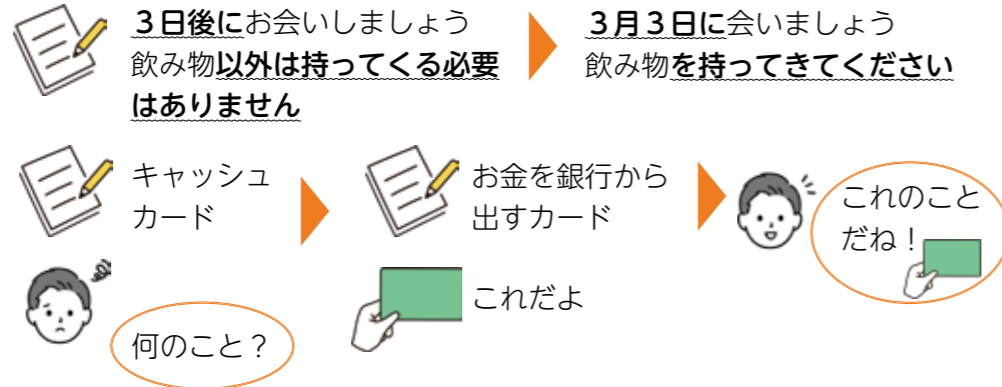
## それぞれに合う方法でコミュニケーション

聴覚に障害のある人と出会ったら、会話の方法を確認しましょう。相手に合った方法でないと、伝わらない場合があります。身振り手振りや表情も大切で、手話と口話など組み合わせることで伝わりやすくなることもあります。聞き取りにくい時は、分かったふりをせず、きちんと確認しましょう。

- **筆談** 尋ねたいことや伝えたいことを、文字で書きながら会話する
- **口話** 相手の口の動きを読み取る
- **手話** 音の聞こえない世界で相手に意思を伝えるために生まれた、手指や表情で表す言語

## 筆談のポイント

- 短い言葉で
- 内容は具体的に
- 言葉を言い換える
- 実物や写真を見せる



## 手話で話そう



## もっと知りたい

### パネル展示

とき 3月3日(金)～7日(火)  
ところ 市役所1階市民ホール

### パネル展示や手話の本を紹介

とき 3月8日(水)～31日(金)午前10時～午後7時  
ところ 市立図書館(アルネ・津山4階)

### テレビ津山情報番組「こんにちは市役所さん」

聴覚に障害のある人とのコミュニケーション(仮)  
とき 3月の木曜日＝午後8時30分ほか1回、金曜日＝午前10時30分ほか2回、土曜日・日曜日＝午後5時30分  
※放送日時は変更になる場合があります  
※番組は市公式 Youtube でも配信します

# 4月は県議会議員・市議会議員選挙があります!

岡津山市選挙管理委員会事務局(東庁舎1階) ☎ 32-2143

## 県議会議員選挙 4月9日(日)午前7時～午後6時

投票場所 指定された投票所

投票できる人 次のすべてに当てはまる人

- 平成17年4月10日までに生まれた
  - 令和4年12月30日までに転入届をした、または住民登録された
  - 投票日現在、引き続き津山市内に住所がある
- ※投票日前に県内の他市町村に転出した人は、津山市で投票できる場合があります

期日前投票

- 市役所東庁舎、加茂支所、阿波出張所、勝北保健福祉センター、久米支所  
期間 4月1日(土)～8日(土)  
午前8時30分～午後8時
- イオンモール津山2階イオンホール(河辺)  
期間 4月3日(月)～8日(土)  
午前10時30分～午後6時30分

## 市議会議員選挙 4月23日(日)午前7時～午後6時

投票場所 指定された投票所

投票できる人 次のすべてに当てはまる人

- 平成17年4月24日までに生まれた
- 令和5年1月15日までに転入届をした、または住民登録された
- 投票日現在、引き続き津山市内に住所がある

期日前投票

- 市役所東庁舎、加茂支所、阿波出張所、勝北保健福祉センター、久米支所  
期間 4月17日(月)～22日(土)  
午前8時30分～午後8時
- イオンモール津山2階イオンホール  
期間 4月17日(月)～22日(土)  
午前10時30分～午後6時30分



市外の学校に進学中で、津山に帰ることができません…

進学や仕事などで市外に滞在していて、津山市で投票できない人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。



窓口に備え付けの不在者投票宣誓書兼請求書(市ホームページから印刷可)を記入し、郵送(〒708-8501 津山市山北520 津山市選挙管理委員会事務局)または窓口に直接提出する  
**請求は早めに!**

不在者投票の請求は、選挙期間の前からすることができます。

津山市から投票用紙などが郵送で届く  
※県議会＝4月1日以降、市議会＝4月17日以降に届きます

**投票できなくなるので注意!**

- 中に入っている不在者投票証明書の封筒を、開封しないでください
- 投票用紙は、自宅で記入しないでください

届いた投票用紙などを、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に持って行き、投票する  
※投票時間などは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会に確認してください

**投票は早めに!**

投票用紙は、津山市に郵送されます。届くまでに時間がかかるので、早めに投票してください。

### 他にも利用できる不在者投票

- 病院や施設などに入院・入所中の人 病院や施設などで不在者投票できる場合があります。病院や施設などに、直接お問い合わせください。
- 津山市以外の市区町村に選挙権がある人 津山市選挙管理委員会事務局で不在者投票をすることができます。選挙権がある市区町村の選挙管理委員会に投票用紙などを請求し、持ってきてください。